

ID: 126

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	分担金の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市県営集落環境整備事業分担金徴収条例 第5条		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第148号		
<p><b>【基準】</b>                      第5条の規定による。                      (分担金の減免)                      第5条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、第2条の規定により徴収する分担金を減額し、又は免除することができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 127

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	使用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市米田地区集落総合センター条例 第4条第1項		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第290号		
<b>【基準】</b>			
<p>第4条及び第5条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 集落センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。 (使用の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、集落センターの使用を許可しない。</p> <p>(1) 風俗又は公益を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 集落センターの施設、設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。 (3) 集落センターの管理上支障があると認めるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 130

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市米田地区集落総合センター条例 第7条第3項ただし書		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第290号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条及び十和田市米田地区集落総合センター条例施行規則第9条の規定による。 (使用料)</p> <p>第7条 集落センターの使用料は、別表に定める額とする。</p> <p>2 集落センターを使用する者(以下「使用者」という。)は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>4 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 条例第7条第3項ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 災害その他不可抗力により使用できなくなった場合 使用料の全額</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合 市長が定める額</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、米田地区集落総合センター使用料還付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用料の還付を決定したときは、米田地区集落総合センター使用料還付決定書(様式第7号)により当該申請者に通知するものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 131

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市米田地区集落総合センター条例 第7条第4項		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第290号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条及び十和田市米田地区集落総合センター条例施行規則第10条の規定による。 (使用料)</p> <p>第7条 集落センターの使用料は、別表に定める額とする。</p> <p>2 集落センターを使用する者(以下「使用者」という。)は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>4 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 条例第7条第4項の規定により減額し、又は免除する使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 市が主催し、又は共催する農業研修に使用する場合 使用料の全額</p> <p>(2) 市長が特に必要があると認める場合 市長が定める額</p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、米田地区集落総合センター使用料減免申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用料の減免を決定したときは、米田地区集落総合センター使用料減免決定書(様式第9号)により当該申請者に通知するものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 132

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	使用許可事項の変更許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市米田地区集落総合センター条例施行規則 第6条第1項		
<b>例規番号</b>	平成17年規則第216号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条の規定による。 (使用許可事項の変更)</p> <p>第6条 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、米田地区集落総合センター使用許可事項変更申請書(様式第3号)に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、集落センターの使用許可事項の変更を許可したときは、米田地区集落総合センター使用許可事項変更許可書(様式第4号)を当該使用者に交付するものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 133

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	使用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市農村環境施設条例 第4条第2項		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第149号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第4条及び十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (行為の禁止及び使用の許可)</p> <p>第4条 農村環境施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 農村環境施設の施設、設備等を損傷し、又は汚損すること。</p> <p>(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。</p> <p>(3) 土地の形質を変更すること。</p> <p>(4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。</p> <p>(5) 行商、興行その他これに類する行為をすること。</p> <p>(6) 広告又はこれに類するものを掲示すること。</p> <p>(7) 立入禁止区域に立ち入ること。</p> <p>(8) 指定された場所以外に車両等を持ち入れること。</p> <p>(9) 指定された場所以外で火気を使うこと。</p> <p>(10) 風俗又は公益を害するおそれがある行為をすること。</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が農村環境施設の管理上特に必要があると認めて禁止すること。</p> <p>2 農村環境施設のうち長下地区交流公園(規則で定める施設に限る。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 150

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	分担金の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市県営土地改良事業分担金等徴収条例 第5条		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第154号		
<p><b>【基準】</b>                      第5条の規定による。                      (分担金の減免)                      第5条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、第2条の規定により徴収する分担金を減額し、又は免除することができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 151

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	賦課金の減免等		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市営土地改良事業賦課金等徴収条例 第6条		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第155号		
<p><b>【基準】</b>                  第6条の規定による。                  (賦課金の減免等)                  第6条 市長は、天災その他特別の事情があると認める場合は、第2条の規定により徴収する賦課金を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日



ID: 152

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	分担金の減免等		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市農地及び農業用施設小災害復旧事業分担金徴収条例 第5条		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第156号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条の規定による。                  (分担金の減免等)</p> <p>第5条 市長は、特別の事情があると認めるときは、第2条の規定により徴収する分担金を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 153

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	使用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市転作作物加工処理施設条例 第4条第1項		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第157号		
<b>【基準】</b>			
<p>第4条及び十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 加工処理施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 155

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市転作作物加工処理施設条例 第6条第1項		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第157号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条及び十和田市転作作物加工処理施設条例施行規則第7条の規定による。                  (使用料の減免及び還付)</p> <p>第6条 市長は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 前条の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第6条第1項の規定により減額し、又は免除する使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 市が主催し、又は共催する農産物加工研修事業に使用する場合 使用料の全額                  (2) 市長が特に必要があると認める場合 市長が定める額</p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、転作作物加工処理施設使用料減免申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用料の減免を決定したときは、転作作物加工処理施設使用料減免決定書(様式第7号)により当該申請者に通知するものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 156

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市転作作物加工処理施設条例 第6条第2項ただし書		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第157号		
<b>【基準】</b>			
<p>第6条十和田市転作作物加工処理施設条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の減免及び還付)</p> <p>第6条 市長は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 前条の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 条例第6条第2項ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 災害その他不可抗力により使用できなくなった場合 使用料の全額</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合 市長が定める額</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、転作作物加工処理施設使用料還付申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、使用料の還付を決定したときは、転作作物加工処理施設使用料還付決定書(様式第9号)により当該申請者に通知するものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 157

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

処分の概要	使用許可事項の変更許可		
例規名 根拠条項	十和田市転作作物加工処理施設条例施行規則 第5条第1項		
例規番号	平成17年規則第217号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条の規定による。 (使用許可事項の変更)</p> <p>第5条 前条の規定により加工処理施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、転作作物加工処理施設使用許可事項変更申請書(様式第3号)に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、加工処理施設の使用許可事項の変更を許可したときは、転作作物加工処理施設使用許可事項変更許可書(様式第4号)を当該使用者に交付するものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 158

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	十和田市野菜集出荷貯蔵施設条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第158号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第4条及び並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 集出荷貯蔵施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 160

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市野菜集出荷貯蔵施設条例 第5条第2項ただし書		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第158号		
<b>【基準】</b>			
<p>第5条及び十和田市野菜集出荷貯蔵施設条例施行規則第6条の規定による。                  (使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>3 市長は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第6条 条例第5条第2項ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 災害その他不可抗力により使用できなくなった場合 使用料の全額</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合 市長が定める額</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、野菜集出荷貯蔵施設使用料還付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用料の還付を決定したときは、野菜集出荷貯蔵施設使用料還付決定書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 161

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市野菜集出荷貯蔵施設条例 第5条第3項		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第158号		
<b>【基準】</b>			
<p>第5条及び十和田市野菜集出荷貯蔵施設条例施行規則第7条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>3 市長は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第5条第3項の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、野菜集出荷貯蔵施設使用料減免申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用料の減免を決定したときは、野菜集出荷貯蔵施設使用料減免決定書(様式第7号)により当該申請者に通知するものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日



ID: 162

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	十和田市林業者等健康増進用広場条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第163号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第4条及び第6条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 健康広場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。 (使用の許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、使用の許可を受けようとする者又は使用者が当該使用につき、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を拒み、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。 (3) 健康広場の施設若しくは設備等を損傷し、又はそのおそれがあると認めるとき。 (4) この条例、この条例に基づく規則又は第4条第2項の許可の条件に違反したとき。 (5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、健康広場の管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 163

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	特別の設備等の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市林業者等健康増進用広場条例 第5条		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第163号		
<p><b>【基準】</b>                      第5条の規定による。                      （特別の設備等）                      第5条 前条第1項の規定により健康広場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、健康広場の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物品を搬入しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 166

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市林業者等健康増進用広場条例 第8条第3項ただし書		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第163号		
<b>【基準】</b>			
<p>第8条及び十和田市林業者等健康増進用広場条例施行規則第9条の規定による。 (使用料)</p> <p>第8条 健康広場の施設の使用料は、別表に定める額とする。</p> <p>2 使用者は、前項に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 条例第8条第3項ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 使用者の責めに帰することができない場合 使用料の全額</p> <p>(2) 使用日の30日前までに林業者等健康増進用広場使用取消申請書の提出があった場合 使用料の全額</p> <p>(3) 使用日の7日前までに林業者等健康増進用広場使用取消申請書の提出があった場合 使用料の半額</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、林業者等健康増進用広場使用料還付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申請により使用料の還付を決定したときは、林業者等健康増進用広場使用料還付決定通知書(様式第8号)により当該申請者に通知するものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 167

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市林業者等健康増進用広場条例 第9条		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第163号		
<b>【基準】</b>			
<p>第9条及び十和田市林業者等健康増進用広場条例施行規則第10条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第9条 市長は、公益上特に必要があると認める場合は、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 条例第9条の規定により減免する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、興行その他営利を目的として使用する場合及び入場料を徴収して使用する場合は、減免しない。</p> <p>(1) 市が主催し、又は共催する行事に使用する場合 使用料の全額</p> <p>(2) 林業団体等が農業振興に寄与する目的で行う行事に使用する場合 使用料の全額</p> <p>(3) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者のうち障害者手帳の交付を受けた者で組織されている団体等のスポーツ活動に使用する場合 使用料の全額</p> <p>(4) 収益を目的としない団体等が林業、保健、体育、文化、教育等の振興に寄与するために開催する行事に使用する場合 使用料の100分の50に相当する額</p> <p>(5) 社会教育関係団体、福祉関係団体又はこれに類する団体がその目的達成のための行事に使用する場合 使用料の100分の50に相当する額</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に適当であると認めた場合 使用料の100分の30に相当する額</p> <p>2 使用料の減免を受けようとする者は、林業者等健康増進用広場使用料減免申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申請により使用料の減免を決定したときは、林業者等健康増進用広場使用料減免決定通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 168

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	使用許可事項の変更等の承認		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市林業者等健康増進用広場条例施行規則 第7条第1項		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年規則第135号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条の規定による。                  (使用の許可事項の変更等)</p> <p>第7条 使用者は、使用の許可事項を変更し、又は使用の許可の取消しを受けようとする場合は、林業者等健康増進用広場使用許可変更(取消)申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 使用者は、前項の申請書を提出する場合は、第5条第1項の許可書を添付しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による申請を承認したときは、林業者等健康増進用広場使用許可変更(取消)承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 169

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	使用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市林道管理規則 第8条第1項		
<b>例規番号</b>	平成19年規則第2号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第8条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第8条 林道に、次に掲げる工作物又は施設を設置し、継続して林道を使用しようとする者は、十和田市財産規則(平成17年十和田市規則第78号)第15条の規定による行政財産の使用の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 林産物及び土石の集積場又は積載施設 (2) 工事用施設又は工事用材料置場 (3) 電柱又は電線 (4) 用排水路、導水管又は排水管 (5) 前各号に掲げる工作物又は施設に類するもの</p> <p>2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 171

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	使用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市営共同牧野条例 第3条		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第165号		
<b>【基準】</b>			
<p>第3条及び第4条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用者の範囲)</p> <p>第3条 牧野(牧場広場を除く。)の使用者の範囲は、本市の住民で家畜を飼養する者のうちから審査の上、市長が決定する。ただし、市長が草地の状態を考慮して、本市の住民以外の者であっても認容頭数の範囲内において使用させることができる。 (許可等)</p> <p>第4条 牧野(牧場広場を除く。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、牧場広場のうち規則で定める施設を使用しようとする者は、あらかじめその旨を市長に申し出なければならない。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 174

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	使用料及び手数料の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市営共同牧野条例 第6条第3項		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第165号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条の規定による。 (使用料及び手数料)</p> <p>第6条 牧野の使用料は、別表第1に定める額に牧野の使用日数を乗じて得た額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。</p> <p>2 牧野において行う人工授精及び受精卵移植の手数料は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>3 市長は、特別の理由があると認める場合は、第1項の使用料及び前項の手数料を減額し、又は免除することができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日



ID: 175

担当部署: 農林商工部 農林畜産課

<b>処分の概要</b>	使用変更の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市営共同牧野条例施行規則 第6条第1項		
<b>例規番号</b>	平成17年規則第136号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条の規定による。 (許可変更等)</p> <p>第6条 前条の許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)が使用期間又はその他の事項を変更しようとするときは、牧野使用変更許可申請書(様式第3号)に許可書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 使用者が使用期間の中途において牧野の使用を取りやめようとするときは、取りやめの日の7日前までに市長に牧野使用取りやめ届出書(様式第4号)を提出しなければならない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日